

第 48 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日時 令和 6 年 2 月 26 日 (月) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 4 時 50 分

2 場所 大阪市役所 P 1 階 (屋上) 会議室

3 出席者 * : ウェブにて参加

(審議会委員)

- | | | |
|-----------|-----------------|--------------|
| ・井上 ひとみ * | ・江淵 桂子 | ・香川 婦美子 |
| ・久保田 寛 | ・坂井 はじめ | ・武田 丈 (会長) |
| ・土岐 恭生 | ・乗井 弥生 (会長代理) | ・橋本 まさと |
| ・廣岡 浄進 | ・的場 かおり | ・三輪 敦子 |

(事務局)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・福岡 市民局理事 | ・忍 ダイバーシティ推進室長 |
| ・藤本 人権企画課長 | ・西田 共生社会づくり支援担当課長 |
| ・宮之前 多文化共生担当課長 | ・吉田 人権啓発・相談センター所長 |
| ・中川 人権啓発・相談センター副所長 | ・松井 男女共同参画課長代理 |
| ・高 人権企画課長代理 | ・佐藤 人権企画課担当係長 |
| ・的場 人権企画課職員 | |

4 議題

[議 題]

- (1) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 5 年度の取組みについて
 - ア 「人権が尊重されるまち」指標 (令和 5 年度版) (案) について
 - イ 人権啓発の取組みについて
 - ウ 人権相談の取組みについて
- (2) 災害時における人権への配慮について

[報 告]

- (1) 区役所における人権相談窓口の案内・周知の取組みについて
- (2) 「大阪市ファミリーシップ制度」に関する府域を越えた自治体間連携の拡大について
- (3) インターネット上の人権侵害に関する相談支援について
- (4) その他

5 議事

佐藤担当係長

お待たせいたしました。定刻になりました。また、WEB 参加委員の通信状況も確認できましたので、ただいまから第 48 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。本日の司会を担当いたします、人権企画課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「大阪市人権施策推進審議会運営要綱」に基づき、公開いたしております。また、情報公開の観点から、本日の会議録・会議要旨については、後日、大阪市ホームページに掲載する予定です。

審議中、ご発言いただく際には、机上去ざいますマイクをお使いください。

次に、本日の資料等について、ご案内いたします。お手元に、「第 48 回大阪市人権施策推進審議会次第」、「同審議会委員名簿」、「配席図」をお配りしております。資料につきましては、「資料一覧」のとおりとなっております。その都度ご確認ください、不足などございましたら事務局にお声がけください。

続いて、本日出席委員の皆様を、事務局より、五十音順で紹介させていただきます。

WEB 参加の井上（いのうえ）委員です。

江淵（えぶち）委員です。

香川（かがわ）委員です。

久保田（くぼた）委員です。

会長の武田（たけだ）委員です。

土岐（とき）委員です。

会長代理の乗井（のりい）委員です。

橋本（はしもと）委員です。

廣岡（ひろおか）委員です。

的場（まとば）委員です。

三輪（みわ）委員です。

本日、坂井（さかい）委員につきましては、公務のため、途中からご参加いただく予定です。

中東（なかひがし）委員につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

事務局側の出席者につきましては、お手元に配付しております配席図をもちまして、紹介に代えさせていただきます。

本日の審議会の開催にあたり、大阪市を代表いたしまして、市民局理事の福岡から、ごあいさつを申し上げます。

福岡理事

市民局理事の福岡でございます。本日は、お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。委員の皆様方には、平素から、本市の人権行政はもとより、市政の各般にわたり、お力添えを賜り、誠にありがとうございます。

昨年は、出入国管理法及び難民認定法の改正、LGBT 理解増進法が成立するなど、人権にかかわる大きな動きがあった中で、前回の審議会では皆様方から活発なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日の審議会では、「大阪市人権行政推進計画」に基づく本市の人権課題への取組みについてご説明するとともに、年始に発生しました能登半島地震を踏まえ、災害時における人権への配慮に関する事例紹介をもとに皆様方よりご意見いただきたいと存じます。

つきましては、本市における今後の施策展開の検討に活かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、何卒よろしくお願い申し上げます。

佐藤担当係長

それでは、以降の議事の進行につきましては、武田会長にお願いしたいと存じます。また、本日の議事についてでございますが、特に、議題（２）災害時における人権への配慮について、委員の皆様から広く、かつ重点的にご意見を頂戴できればと考えております。つきましては、委員の皆様におかれましては、本日の議事運営にあたりまして、この点ご留意いただけますと、大変ありがたく存じます。

武田会長

それでは、お手元の審議会次第に従い、議事を進めてまいります。

議題（１）「大阪市人権行政推進計画に基づく令和５年度の取組み状況について」

ア 「人権が尊重されるまち」指標（令和５年度版）（案）について

イ 「人権啓発の取組みについて」 及び

ウ 「人権相談の取組みについて」

を一括でご説明をお願いし、その後、質疑に入ることといたします。では、事務局から説明をお願いします。

高課長代理

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理の高でございます。

それでは議題（１）ア、「人権が尊重されるまち」指標（令和５年度版）（案）について私からご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、「人権が尊重されるまち」指標でございますが、こちらは人権行政推進計画における位置づけとして、大阪市がめざしております「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感し

ていただく「道しるべ」として、多様な人権課題に対応する大阪市の施策や取組みの推移や現状を数値にして取りまとめたものでございます。

皆様には、資料1-1として「人権が尊重されるまち」指標（令和5年度）全体版について、その案をお手元にお配りしているところでございますが、分量が約40ページにも及びます。本日は会議の時間が限られていることから、その「概要」を整理したものを資料1-2として別にご用意いたしましたので、こちらでもってご説明をいたしたく存じます。

それでは、資料1-2の1ページ目ですが、市民局では人権問題に関する市民意識調査を5年ごとに実施しておりまして、今回は令和2年度に行っております。そこで、より簡易に実施できる民間ネット調査を活用することで、市民意識調査を実施しない年度の推移や状況を把握することとしております。2つの調査は、1ページの最後の方にもございますとおり実施方法が異なりますので、自ずと結果も異なってまいります。現状や推移を把握することの意義はあろうかと思えます。まずは、市民意識調査と民間ネット調査の数値は、単純に比較できないことについて、ご理解をいただければと思えます。

それでは、2ページ目に移ります。の「人権尊重のまちの実現に向けて」にあります「人権に関心がある」と「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまち」であるかとの問いに、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた方の割合です。人権についての全般的な意識を問う設問として、重要性が高いこの2つの設問については、前年度と比べてよい結果が得られたところです。

次にの「さまざまな人権課題への取組み」に移ります。まず、個別の人権課題として「女性」に関する指標でございます。全般的な状況については、変化がございませんでした。次に、基本指標に関してですが、男女共同参画に関する指標は前年度から大きく改善する一方で、DVに関する指標はほぼ横ばいで推移しました。

3ページ目、「こども」に関する指標に移ります。全般的な状況として、全国、大阪市とのいじめの認知件数の増加がみられております。そのほか、記述面として、今回は「こどもらしい」という言葉がございましたが、「こどもらしい」という定義が確立しているわけではない状況を踏まえ、その部分の見直しを行いました。基本指標に関してですが、こどもがいきいきと暮らせるかに関する指標、子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるかに関する指標とも、前年度から改善し、前々年度とほぼ同じ水準となりました。

4ページ目、「高齢者」に関する指標です。全国、そして、大阪市の高齢化率は今後も上昇が見込まれており、それに伴って医療と介護のニーズが増加することが見込まれております。また、それとともに、高齢者虐待、詐欺事件等のさまざまな問題が顕在化してきているところがございます。基本指標に関してですが、地域での安心な暮らしに関する指標は、近年ほぼ横ばいで推移しており、また、生きがいを持った暮らしに関する指標は、前年度から改善し、前々年度とほぼ同じ水準となりました。

続きまして「障がいのある人」の指標に移ります。こちらは全般的な状況については、変化がございませんでした。そのようなか、基本指標に関しては、就労の機会に関する指標に大幅な改善がみられる一方、生活の安心感に関する指標は近年ほぼ横ばいで推移しております。就労の機会に関する指標が大幅に改善していることについて、施策所管の担当者に尋ねましたところ、昨年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されたことに伴い、企業等の求人意欲が回復してきているのではないかとのございました。

5ページ目、「同和問題」に関する指標です。こちら全般的な状況に変化はなく、基本指標に関しても前年度からほぼ横ばいで推移いたしました。次に「外国人」に関する指標です。こちらは全般的な状況として、外国人住民の総数並びに国籍数のいずれも増加がみられており、より多文化社会が進展したととらえることができます。基本指標に関しては、小幅ながら逡減傾向が続いているところです。

6ページ目、個人情報保護に関する指標です。全般的な状況として、個人情報保護法の改正によりまして、令和5年4月から国の制度に一元化がなされております。改正前は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法以外の別の法律や条例で運用されることもありましたが、改正された個人情報保護法のもとでは国の制度に一元化がなされました。法改正後も本市では、事業者及び市民に対する法制度の周知・啓発、また、個人情報の取扱いについての相談対応などについては引き続き実施しております。基本指標に関しては、小幅ながら逡減傾向が続いているところです。

犯罪被害者等への支援に関する指標に移ります。全般的な状況には変化はありませんでした。基本指標に関しては、今回から設問の表現を修正しておりますが、類似の設問として、その推移を比較しましたところ、前年度から改善し、前々年度とほぼ同じ水準となりました。

ホームレスに関する指標に移ります。こちらについても全般的な状況には変化はありませんでした。基本指標に関しては、前年度から小幅に改善がみられますが、他の人権課題と比べると、なお低い水準にとどまっております。

7ページ目、LGBTなどの性的少数者に関する指標です。全般的な状況としては、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されております。基本指標に関しては、前年度からほぼ横ばいで推移いたしました。

最後の「人権行政の推進」です。この項目については、全般的な状況には変化はありませんでした。引き続き、大阪市では人権ナビゲーションに基づき、人権行政を推進してまいります。

事務局から以上でございます。よろしく申し上げます。

吉田所長

人権啓発・相談センター所長の吉田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題(1)「イ」の「人権啓発の取組みについて」、「ウ」の「人権相談の取組みについて」一括して説明いたします。

まず、資料2の「大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」でございます。1ページの「地域密着型市民啓発事業」ですが、地域に根ざした啓発の担い手として活動いただいている人権啓発推進員の人材育成を図る目的に研修を実施しているものです。1月末現在、708名の方々に市長が委嘱させていただいております。今年度は、資料の表に記載のとおり「新任推進員を対象とした研修」をはじめ「全推進員を対象とした全体研修」、次ページでございますとおり「リーダー養成研修」、「情報共有研修」を実施してまいりました。それぞれの研修内容や参加者数については資料をご参照くださいますようお願いいたします。

次に3ページの「市民啓発広報事業」の「啓発用DVDによる人権啓発」ですが、人権啓発用DVDにつきましては、利用者アンケートを参考にしながら、「LGBT」や「ネットリテラシー」、「マイクロアグレッション」など、さまざまな人権課題について、時宜を得た新たなジャンルを含め購入し貸出しをしています。また、人権意識や知識についてはより若い世代から学習し身に付けていく必要があるとのご意見を受け、今年度はこども向けのDVDを含め購入する予定としております。

保有しております295作品の内訳につきましては、資料に記載のとおりでございますが、令和6年1月末現在の貸出実績としては、本数が444本、延べ12,429人の方々にご視聴いただいております。

次に、4ページの「人権啓発情報誌である『大阪市人権だより KOKORO ねっと』の発行」でございますが、今年度は「ジェンダー」や「ハンセン病問題」、4月に改正施行される「障害者差別解消法」により事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、今日的に身近な人権問題や、興味を引く内容を掲載するなど誌面内容の充実を図っております。また、9月発行分は教育委員会と連携しながら小学生(高学年)児童向けに特別号として37,000部を作成し、インターネットをテーマに道德の授業やホームルーム等の教材としてご活用いただきました。

次に5ページの「人権ユニバーサル事業」ですが、この事業は平成30年度から「外国人」や「障害のある人」、「性的指向・性自認」についての理解を深めるため国から委託された事業で、昨年度は、「LGBT」をテーマとした人権啓発動画を、今年度につきましては、後ほどご覧いただけますが、「外国人」をテーマとした広報用動画を作成しました。

次に6ページの「参加・参画型事業」のうち「人権に関する作品募集事業」ですが、人権に関するキャッチコピーを募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報・印刷物等に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用しております。今年度につきましては、4,880作品のご応募をいただき、受賞された方々への表彰式を3月に行う予定としております。資料には、キャッチコピーを活用したポスターと区の広報誌を掲載しております。

次に、7ページの「人権の花運動」及び次ページの「Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業」では、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成する「人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会」の連携事業として、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されており、今年度につきましても資料内容のとおり実施させていただきました。「人権の花運動」では学校での球根の植え付けの様子、「セレッソ大阪との連携事業」では、ホームゲームでの啓発活動や子どもサッカー教室の様子を掲載しております。

次に、9ページから11ページにかけては「企業啓発推進事業」について記載しております。市内の企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるようテーマや講師選定を行い参加者の拡大につなげるものとしています。「外国人」や「同和問題（部落差別）」、「ハラスメント」、「LGBTQ」など、多様な人権課題を踏まえて研修を実施しておりますが、個々の内容については、資料をご参照くださいますようお願いいたします。

最後に12ページの「人権啓発効果検証」ですが、学識経験者による事業の検証を行い、PDCAサイクルを回し、効果的、効率的な事業の展開を図るものでございます。今年度は3月7日に実施予定としておりますが、引き続き、いただいたご意見を念頭に置き、より効果的な事業実施となるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、先ほどご説明申しあげました、今年度作成した「人権ユニバーサル事業」の啓発動画をご覧いただきたいと存じます。3分程度の動画となっております。

以下の動画を視聴

「日本で働く外国人たち」(3分)

city.osaka.lg.jp/contents/wdu060/universal/R5universal.mp4

今年度につきましては、「外国人」をテーマとした広報用動画を作成したところですが、今後、本市施設デジタルサイネージ等を活用して、人権啓発活動を行っていきたいと思います。続きまして、資料3の大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて説明します。本市の人権相談につきましては、事業委託により専門相談員を配置して実施しております。資料に記載のとおり、平日の夜間や日曜・祝日にも対応を行っているほか、区役所への出張相談、さらに他の専門相談機関と連携して解決・支援等にあたるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としています。相談方法については、電話、メール、面談、手紙等により行っております。

「2」の令和5年度の取組みですが、複雑・多様化している人権相談に対応し、人権侵害の早期発見と救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図るとともに、区役所における人権相談機能の充実や専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでいます。

まず、(1)の認知度向上に向けた取組みですが、「当センターの存在を知っているか」について、昨年度の民間ネット調査では19.6%であったところ、5年度では22.4%と、また、「そのう

ち人権侵害を受けた場合の相談先として当センターを選ぶ」といった有用性につきましては、同調査結果で 47.3%とそれぞれ若干でございますが、前年度を上回る結果となりました。具体的取組みについては、次の「ア」から「オ」に記載しているとおりですので、ご一読をお願いいたします。

(2) 満足度向上に向けた取組みにつきましては、記載のとおり既に高い評価をいただいているところですが、別途、相談者からご意見をお聴きし、可能なものは相談対応に反映するなど、引き続き、相談者に寄り添ったものとなるよう受託事業者と調整してまいります。

次に、(3) 区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取組みとしては、月ごとのケーススタディでの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための研修会を「イ」のとおり実施しており、さらに、人権の新任担当者向けの研修会を実施しており、業務知識のすみやかな習得につながるよう支援を行ってまいりました。

(4) 専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取組みとしては、相談案件に応じ、多くのNPO 団体等との連携拡充を図っていることをお示したものとなっております。このほか、「区役所における人権相談窓口の案内・周知の取組み」や「インターネット上の人権侵害に関する相談支援」につきましても今年度から実施しているところですが、これにつきましては、後ほど報告申し上げます。

続いて、「3 令和5年11月末現在の相談実績について」ですが、ご相談いただいた案件数は997件、ひと月平均では125件となっており、昨年度から減少しています。また、次ページの相談内容を課題別に分けた課題別件数は1,097件となっており、課題別相談内容の主な特徴としては、「障がい者」に関する課題が最も多く37.7%、「生活」に関するご相談が12.3%と相談の多い項目になっています。頻回相談者からの相談は、「会話が成立しない一方的な話」や「無言電話」として「その他」分類のほか、「障がい者」、「生活」に分類されるものが増えてきているところですが、頻回相談が昨年の637件から250件に大きく減少し、これにより全体の相談件数も減少したものと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

武田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました、議題(1)「ア」から「ウ」について、ご意見を伺いたいと思います。冒頭、事務局から、本日は議題の(2)について時間を十分にとっていただきたいとの申し出がありましたので、議題(1)の質疑は簡潔をお願いいたします。

では、今ご説明いただいたことについて、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

橋本委員

ご説明ありがとうございます。市会議員の橋本です。私は2点お聞きしたくて。この資料1-1の「ア」と関わるのところなんですけども、人権のアンケートの結果が概ね50%か60%ぐらいの

「はい」の回答ということ、どういうふうにとらえたらいいのかが、ちょっとしっくりきていないんですけど、これが高い水準で安定していると見るべきなのか、伸び悩んでいると見るべきなのかということ。「いいえ」って答えた人ですね、そう思わない理由とか意見とか、もし拾われていたら教えていただきたいと。

あと、もう1点がですね、5年に1回のはがき()と、インターネット調査で分けられてることなんですけど、4年間だけ推移見ても、そんなに大きく違いを感じないので、インターネット調査に一本化されるとか、今後、効率化の点でいかがかと意見させていただきます。

() 5年毎の市民意識調査は、封書の郵送により実施

高課長代理

ただいまご質問いただきました、各アンケートですね、これに肯定的な回答をしなかった人たちについて、具体的になぜそう思わないのかということについては、掘り下げて回答の方はいただいております。

橋本委員

わかりました。であれば、次に向けた私の意見として、その理由もちょっと拾っていただいて、そしたら、この6割が特に反対の理由はないけれど、なんとなくそう思わないのか、あるいは結構具体的に理由があるのかで、やっぱり6割を7割にして行こうとかチャレンジしてこうだとか、このままでいいのかみたいなのが見えてくるかと思います。

藤本課長

ありがとうございます。人権企画課長の藤本でございます。今の委員の提案のほうは、また踏まえさせていただきます。あと、どうしても質問の項目が多くなると、なかなか答えにくいところもありますので、また質問項目の精査も含めて、検討させていただきたいと思っております。

あと、2点目のですね、この紙の市民意識調査の部分と、インターネット調査というところの、この数値的にあんまり差がないのではないかとということで、インターネットのところに統一してはどうかというご意見なんですけども、やはりですね、調査としまして、この市民意識調査のほうですね、母集団といいますか、取ってところが大阪市民全体の住民基本台帳のところから無作為抽出をしてきております。

一方で、民間ネット調査につきましては、まずもって民間ネット会社のほうで、何らかの登録をされている方というようなこともですね、限られているというようなこともありまして、この大阪市民全体の意識ということを見るにあたっては、ちょっと母集団が偏りを持っている可能性が高いというようなこともありまして、この5年に1度の無作為抽出による、意識調査というのと、やはり毎年ですね、無作為調査による紙による調査というのは、経費的なことも含めて難しい面もありますので、それを補完する性質のインターネット調査というようなものを、両方使っていったら

ということになっておりまして、両面、それぞれ特性の良い面、悪い面、紙の調査の部分で言いますと、どうしても回収率が悪くなっている傾向というのも、これは大阪市だけではなく全般的にそういう傾向もありますので、どちらがいいと一概にはちょっと言えないんですけども、今のところ、この2つの調査を併用して進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

橋本委員

そんなに異論があるわけじゃないんですけど、2つ並行されているってことは、今のお話でいくと、インターネット調査のほうじゃデータとしてどうなのかなって言い出したら、こっち使ってることもどうなのかなと思って。

でも、並べてみると、同じようなぐらいの水準で行っているんで、一本化されるっていうのがいいんじゃないかなと思ったわけですね。毎年1,000通のはがきを送るってのは、それほど手間とか経費で負担なのかわからなくてですね、毎年別にはがき調査を普通に1,000通出すのをやってもいいんじゃないかと思ひまして。なので、何か、けっこう冒頭にこれ1個1個データが違うんですよって言うけれども、いまインターネット調査の3つのところを並べながら見ていくっていう話になっていくと、なんか一本化されてもいいんじゃないかなという意見です。

武田会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい。

久保田委員

ありがとうございます。久保田です。まず資料1-2のほうの5ページ、外国人のところでは数字にありますように、過去からさまざまな国からの外国人の流入があるということで、これに関しまして、次に資料の3の3ページで、表になっておりまして外国人の欄がございます。そこで、令和4年から5年にかけての1年間の割合と数字が伸びているということがわかります。倍増しております。

先ほど、DVDを、視聴させていただいたときに、介護施設の方が映ってたんですけども、ヒジャブ、これについてはもう日本人の方々は、一定の文化としての理解を得ているかなというふうに思っております。問題は、働いている方々、外国人の方々の日本語能力だということに感じております。その日本語能力が一定の基準を満たすということが条件になっての在留ですので、それがどこまでなされているかによってはこの数字が変わってくるというふうに、私は理解しておりますので、そのあたりの数字を踏まえうえで比較する、検討するということが大事なのではないかなというふうに考えております。以上です。

武田会長

はい、ありがとうございます。

吉田所長

人権相談につきましては、いただいたご意見への回答としては直接関連しないかもしれないんですけど、人権啓発・相談センターでは外国語でのご相談も受けさせていただいているところです。英語圏や韓国語の方でも、ご連絡いただいたら、人権相談はすることができることになっております。

今、久保田委員がおっしゃっているのは、そういうことも踏まえて、外国人に関しての施策についていろいろ連携していたほうがいいよってことで、ご意見を頂戴したという理解でよろしいでしょうか。

久保田委員

そうですね、差別を受けるということは、意思疎通がうまくいかなかったりとかですね、行き違いがあるということなので、日本に在住されている外国人の方々が、今決められている N2 相当、N3 相当（ ）という業務能力を満たしているのかどうか。もちろん、例えば、要介護者と要支援者のような、本来普通に会話が難しい方々とのやりとりですので、コミュニケーションがうまくいかないとか、そういったところで、何かしら問題が起これば、それは差別につながるということではないかというふうに疑問を感じているわけです。ご理解いただけますでしょうか。

() 日本語能力検定試験のレベルは、最上位の N1 から N5 まで 5 段階で、N3 は日本での社会生活に参加できる程度の日本語能力を有するレベルが目安 <https://www.jlpt.jp/>

吉田所長

はい。わかりました。久保田委員の方からいただいた点につきましては、そういったことも十分に留意しながら、担当のほうとも連携を取りながら施策を進めてまいりたいと考えています。ありがとうございました。

武田会長

はい。ほかには、もう時間がないんですけれども、どうぞ、三輪委員、お願いします。

三輪委員

ありがとうございます。民間ネット調査なんですけれども、各年代 100 人でトータル 500 人なんですけど、ネット調査であれば、もう少し人数を増やせないかと思います。どうしてこの人数設定になってるのかということをお伺いしたいのと、それから、できたら回収率もお伺いできたらと思

います。

前回、この会議で、このネット調査について質問した際に、経年比較が難しいというようなことが、わかった記憶があります。依頼する会社が違ったかなんかが理由だったと思います。今回、その点については、改善されているのかどうかという点を、お伺いできたらと思います。

先ほど、ネット調査会社に登録した人から選ぶとおっしゃったと思うのですが、ちょっとよくわからなかったのもう少しご説明いただけたらと思います。以上です。

藤本課長

人権企画課長の藤本です。まず、母数を拡大できないかというのは、全体の予算の関係とかも含めて、今の人数設定となってるところなんですけども、ご意見を踏まえまして、この数字の、数のですね、ボリューム感については、改めて検討していきたいと思っています。あと民間ネット調査の回収率というお話ですが、これにつきましては、各カテゴリーの部分のところにつきまして、年代別に人数を設定しておりまして、到達したらそこで終わりというような形になりますので、回収率という概念がなくてですね、そういう点も少し紙調査と設定が、設定といいますが性質が異なると、ということになっております。やり方も民間ネット調査のところをお願いして、先ほど申し上げたように、その民間ネット会社のユーザーのところから、この条件に合う方について設問されたものが、先ほど申し上げたような数字になるまで上がってくるというような性質になっておりまして、事業者のほうで、大体その自分のところの、どのようなユーザーがいるかという特性が明らかにされていないというのが現状でございます。結果的には我々の調査をする部分の条件にあったところが公募で決まってくるということですね、ちょっとそれぞれのインターネット会社の特性というところまでが明らかにはなっていないというような状況でございます。

武田会長

はい。ちょっともう時間となってしまったので、次に進めさせていただければというふうに思います。今ご指摘いただいた点を踏まえて、事務局において検討の上、着実に進めていただければと思います。

それでは2つ目の議題に移ります。議題(2)の「災害時における人権配慮について」、事務局より説明をお願いいたします。

高課長代理

それでは、本日の議題(2)について、人権企画課の高からご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

皆様もご存じのとおり本年1月1日に能登半島を震度7の大地震が襲いました。それから、すでにおよそ2か月が経過しようとしておりますが、被災地では依然、厳しい状況が続いております。本市においても、南海トラフ巨大地震等、将来的に大規模災害が発生することが想定されており、

災害という非常時において、市民の安全・安心を守っていくことは本市の責務であります。

そこで、今後、本市が「災害時における人権への配慮について」の啓発を行うにあたって、どのような観点に留意すべきか、委員の皆様、それぞれのお立場から広くご意見をいただきたいという趣旨で、本日の議題とさせていただきます。

2つ目のスライドをご覧ください。大規模災害のうち、地震を例に申し上げますと、家屋の倒壊や火災、あるいは津波の発生などによって多くの尊い人命が失われるだけでなく、交通インフラやライフラインも甚大な被害を受けることになり、避難所は避難者であふれかえることとなります。人は災害に限らず大きな事故や事件に遭遇すると、心理に反応があらわれるとされています。特に、大規模災害は、単独で発生する事故や事件と異なり、広域かつ、同時に多数の市民の心理状態に影響を及ぼすものでございます。

もちろん、地域住民どうしの譲り合いや助け合い、お互い様といったものもみられるわけですが、不安や無力感、焦りやイライラといった負の影響というものも多くみられます。私どもが向き合っております差別や人権侵害は、人の心理が大きくかかわっているものでもございますので、このような大規模災害が人々の心理状態に影響を与えることにより、差別や人権侵害が引き起こされるおそれがございます。

3つ目のスライドをご覧ください。冒頭にも触れました南海トラフ巨大地震が起こった場合、どのような被害が想定されているのかについて、内閣府が作成した動画がございますので、ご覧ください。

以下の動画を視聴

(内閣府共通ストリーミング) 南海トラフ巨大地震編 被害想定 of 全体像編 (2分28秒)

https://www.cao.go.jp/lib_012/nankai_04.html

4つ目のスライドは、先ほどの動画にありました被害想定 of の大きさを整理したのとなっております。

5つ目のスライドをご覧ください。これまで、地震大国といわれる日本では、今回の能登半島地震を含めて、幾度となく大きな震災を経験してきました。やはり、平常時には想定しえないような重大な人権侵害が震災時に発生していることが行政機関や学術研究機関の調査報告、あるいは新聞報道等によって明らかになっております。これから、平成以降に起こった代表的な4つの大きな震災のなかで、ごく一部ではございますが、人権侵害事案をいくつかご紹介させていただきます。なお、今回使用しております見出しについては、皆様にわかりやすくお伝えするため、実際の見出しから一部変更しているものがございますことを、あらかじめ申し添えさせていただきます。

6つ目のスライドに移ります。1995年に発生した阪神・淡路大震災です。都市直下型地震として、あまりの被害の大きさに衝撃を受けられた方も多いかとは思いますが、1例目ですが、大災害に

よる停電で、まっくらな避難所で性暴力被害がいくつも発生していたことは、当時、大きく報道されることはありませんでした。また、2例目は、同じく避難所で起こったこととして、当時は仕切りなどがなかったため、1月中旬という、ちょうどインフルエンザが流行する時期と重なったために、多数の市民が、地震が直接的な原因ではない関連死という形でお亡くなりになりました。

7つ目のスライドをご覧ください。こちらは2011年の東日本大震災になります。当時はこの未曾有の大災害の困難を乗り越えるために、「絆」という言葉が盛んに使われていたことをご記憶の方も多いかと思えます。そのようななか、1例目にありますように「女性の視点に欠けた避難所運営」が行われていたケースがございました。具体的には、着替えや授乳するための場所がなかったり、「避難所は家族なんだから」と、仕切りがあってもそれを使わせてもらえなかったりした事例もあったそうです。そのほかにも、避難所では女性に食事の用意や後片付けが当然のように割り振られるといった固定的性別役割分担が強化されるといったこともありました。また、東日本大震災では、原子力発電所で事故が発生したため、被害をより深刻なものにしました。2例目ですが、原発事故の影響で避難した児童が転校先で「放射能がうつる」などといって、根拠のない悪口をいわれられていじめられるといった事案も発生しております。

8つ目のスライドに移ります。こちらは2016年に発生した熊本地震です。1例目は、避難所の設備や運営において、心と体の状態やパートナーとの関係性で世間の差別や好奇心にさらされやすい性的少数者への配慮がまだまだ進んでいない現状を憂いたものです。2例目は、同じく避難所で、障がいがあって、列に並ぶことのできないこどもの分の救援物資を受け取ろうとした母親が、担当者から「並んだ人の分しか食べ物は渡せない」と言われた事案です。合理的配慮とはほど遠い対応に絶望した家族が、県外に暮らす親類を頼って熊本を離れられたということが報道されました。

9つ目のスライドをご覧ください。こちらは本年1月に発生した能登半島地震になります。1例目は、地震の発生直後に、家族が車で避難している最中、車に同乗させることにした男性から10代の女性がいせつ行為を受けたという事案が発生しました。2例目は、直接の被害ということではないのですが、東日本大震災や熊本地震の被災経験者が、のぞきや暴力などの性被害を危ぶむ声などをSNSで注意を呼びかけたというものです。3例目は、ある女性のケースで、息子がいないにもかかわらず、息子が建物に挟まれたと虚偽の投稿をされた結果、結果として個人情報である住所が漏洩されたといったものです。このように事実に基づかない誤った情報を拡散したりすることは、人権侵害だけでなく、避難や救助の妨げにもなる点で問題があります。

10番目のスライドに移ります。これまで災害時における人権侵害の例について、実際に発生した事案をもとにご説明いたしました。これら以外にも被災現場では、混乱のどさくさにまぎれた窃盗や人の弱みにつけこんだ悪質商法、さらには詐欺的行為の発生などが報道されております。

11番目のスライドをご覧ください。大阪市では人権尊重の視点からの行政運営に取り組んでいます。申し訳ございません、そのなかの「災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」となって

おりますものは、現在は「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」という名称になっておりますので、お詫びして訂正いたします。このスライドにお示しております災害時を想定した各種マニュアル等においても要配慮者への支援についても定められているところでございます。

最後の 12 番目のスライドをご覧ください。これまでのスライドでは、主に、今後、発生が予測されている南海トラフ巨大地震の被害想定についての認識共有と、過去の震災で起こった人権侵害事例の振り返りを行いました。

これらを受けまして、本日は「災害時において人権を守るため、市民に知ってもらいたいこと」、とりわけ、「今後、本市として、市民への啓発を行うにあたって、どのような観点に留意すべきか。」をテーマに、各委員のご経験や知見をもとに、多くのご意見等を頂戴できればと思っております。このスライドの下の段に例を記載しておりますが、この例にとらわれることなく、お気づきの点などがございましたら、ぜひともご意見をお聞かせいただきますよう、よろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。

武田会長

ありがとうございました。ただいまご説明のありました議題（2）について、ご意見をいただきたいと思っております。

的場委員

ご説明ありがとうございました。非常にアクチュアルなことなので、本当に真剣に考えていけないといけななと思ったのですが、2点質問させてください。

まず1点目ですけれども、女性の問題とかが、これまで看過されてきたり、十分に扱われてこなかったということで、今回の能登半島地震に関しても、同じような報道がなされております。直接ということではないかもしれませんが、やはり政策とか対策の段階で、女性がどれぐらいその意思決定に参加できるのか、つまり大阪市においては、どの程度、その管理職と言われるようなところで、防災とか減災とかに女性の方が参加できてるのかということ、もし数字等があれば、教えていただきたいということです。今後の取組み等で、向上させていくということであれば、その目標等を教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目ですけれども、もちろん大阪市の住民の方が対象ということはよくわかっているけれども、万博も控えておりますし、インバウンドもかなり数が戻ってきている中で、こういった災害が起こったときに、一時ではあるとしても、言葉が十分通じない外国人の方などを宿泊させる施設とか、そういったところに、どんなアプローチを大阪市としてされているのか。教えていただきたいと思っております。以上2点よろしくお願いたします。

高課長代理

ありがとうございます。女性の視点がどれだけ避難所運営に活かされているかということなんですけれども、避難所開設運営ガイドラインというものがございまして、その中でさまざまな方の参画、特に女性を避難所運営のリーダーといたしまししょうか、運営スタッフに登用するというような定めがあるのですけれども、あいにくそれがどれくらい数値的なものかについては、ちょっと把握していませんので、申し訳ございません。

藤本課長

人権企画課長の藤本です。ちょっと補足の説明といたしますか、先ほどのスライド 7 枚目、東日本大震災の例のところ、内閣府の男女共同参画局の記載のほうを紹介させていただいたのですが、この東日本大震災を機に避難所運営などに女性の関与が必要だということが言われまして、国の内閣府の男女共同参画のところでも、そういう指針のほうを出して進めているというようなところになっております。大阪市の数字につきましては申し上げられないんですけども、全体として、この東日本大震災を機に、そういう視点をもって進めていこうというのが示されているところでございます。

宮之前担当課長

全庁的にですけれども、外国人に関しては、英語、韓国・朝鮮語、中国語の翻訳版の市民向けの防災マニュアルというものがホームページにあり、外国人観光客向けにも対応させていただいています。それ以外にも、津波のものでありますとか、災害時の避難所の案内板の整備といったものも順次進めておるのですけれども、あとこれは全区でやっているわけではないんですが、国際交流センターと協力しまして、外国人の方と一緒に防災訓練をしております、実際に行われた振り返りに参加させてもらったんですが、やはりなかなか看板が読めなかったりとか、普段であれば大丈夫なのでしょうが、訓練のときでもちゃんとそういうのが理解できないとかっていうのもありましたので、今後またそういったところを踏まえながら、進めていきたいというのは、国際交流センターともお話ししていたところです。

藤本課長

人権企画課長の藤本です。ちょっと補足ということで、1 つは観光客ということ、それと在住されている人々ということ、それと両方に関わること、というようなことがございまして、観光客の関係につきましては、特に経済戦略局などが大阪観光局などに対応しております、台風とかの時にも多言語での案内などというようなことを、災害時の方針をとって進めております。

それと、在住の外国人の方につきましては、先ほど多文化共生担当課長のほうからも話がありましたが、大阪国際交流センターと提携しまして、災害時における言語の支援とか、大阪市と大阪国際交流センターとが協定を結びまして、連携して取り組んでいくというようなことになっております、個々の区役所等との連携などについても、先ほど申し上げたような連携のところを作ってい

っているようなところでございます。

あと、避難所運営に関わるところで言いますと、こちらのほうも避難所運営につきましては、基本的には現場の、地域の方々が中心になってやっていただくことになるんですけども、その中で、多言語の表示みたいなものは、いったん大阪市全体の中で、こういったものがあるよということをもとめまして、災害への避難者のところで使えるようにというようなことの準備は行っているところでございます。

あと、もう少し広く言いますと、大阪市は「やさしい日本語」というようなことを進めておりまして、やはり災害時などのときについては直接通訳というのが、なかなかすぐに配置できないということもありますので、そういったことをあわせて、災害時の対応ということを検討していく必要があるかなというふうに考えております。

武田会長

はい、ありがとうございます。じゃ、三輪委員、お願いします。

三輪委員

的場委員のご質問にも関連して、目標としてぜひ掲げていただきたいことがあります。

いま、府市等、各自治体には防災会議という会議が設置されていて、女性委員の登用が必要とされているのですが、大阪府も大阪市も防災会議の委員は「あて職」の傾向が非常に強いのが現状です。「あて職」ということになり、「長」がつく立場の方が任命されることになると、現状では、男性委員が圧倒的に多くなってしまいます。ですので、このあたり、防災会議の趣旨とか、それぞれ、今回のこの議題そのものですが、災害時にどのような対策をとっていくべきかということ踏まえて、防災会議の構成メンバーを考えるべきではないでしょうか。女性は言うまでもありませんが、外国籍の方、障がい者の方、それから高齢者も必要で、さまざまな方が防災会議で意見を言えるような構成を今後は検討していかなければいけないかと思えます。防災会議をつくらなければいけないからつくって、そして各団体の代表者が参加したというのでは、効果的な機能を果たせないんじゃないかと思えますので、ぜひこのあたり、ご検討いただきたいと思っております。

もう 1 点、人権への配慮についてですが、先ほど、阪神・淡路大震災以降のさまざまな人権課題をご紹介くださりまして、ありがとうございました。このような緊急災害時の人権保障のための基準については、国際的に定められているスフィア基準（ ）と呼ばれる基準があります。日本語の翻訳もあり、だんだん浸透してきてはいますが、まだ十分に浸透しているとは言えない状況です。日赤等が、かなり詳しい情報を持っているはずですが、スフィア基準を見ると、避難所ではプライバシーを守れるスペースを確保するべきということが明確に規定されています。このあたり、東日本大震災の際の経験を踏まえると、「絆」といった情緒的な側面が強調され過ぎて、スフィア基準のような国際的基準が、うまく運用されていなかったと思えます。そのあたり、日本として改善すべき点が多々あると思えます。

あれほどの震災だったというのは、もちろん重要な背景ではあると思えますが、私がおのあと、

東日本大震災後でしたが、タイで大洪水が起こったときに、タイ政府が空港を開放して避難所として提供している映像を見たのですが、テントを使いプライバシーが確保された避難所運営がなされていました。ですから、経済状況といったことに関係なく、やろうと思えばできるということも非常に重要な点かと思っています。

こんな議論をすると、いや、プライバシーを確保して中が見えなくなると、性犯罪がむしろ助長されるんじゃないかと、非常にネガティブな発言をされる方も一部にはいらっしゃるのですが、でもそうではなくてプライバシーの確保が重要だということです。着替えや、あるいは授乳や、さまざまな点で非常に重要なことだと思います。東日本大震災のときに、非常に寒い時期でしたが、仕切りがない避難所で、男性の方が「寒い、寒い」と言って 1 人で生活している女性の布団にもぐりこんできて、恐怖で声も出なかったというような事例が報告されていたりもしています。

もう 1 点、避難所に関連するケースですが、東日本大震災後の支援に携わった方から、避難所に行けない人たちへの支援の重要性について教えてもらいました。高齢者の方たち、それから障がい者とか外国籍の方たち、この方たちは避難所にも行けない方が沢山おられたそうです。高齢者の方は避難所まで行くアクセスがない、障がい者の方はそこに行ったときに、他の方の迷惑になるのではと、ためられる方がおられる。生活リズムの違いや、通常と違う環境にすることでパニック的な症状が出ることを考えると行けないという判断をされる被災者がおられたということです。避難を必要とし、そして場合によっては、避難所におられる方よりも切実に支援を必要とするが避難所に行けない方に対して、どのように支援を提供するかという視点も、計画の中にはぜひ入れていただきたいと思います。

言葉の問題については、インターネットが使えなくなったときに機能するかという問題はあるものの、防災用のアプリ等に AI を使えば、瞬時に多言語に翻訳されることも可能だと思います。AI 技術にも積極的に活かせるものがありますので、そういった点もぜひ検討していただけたらと思います。以上です。

() 人道憲章と人道対応に関する最低基準のことで、1997 年に NGO グループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトで策定されたもの

武田会長

はい。ありがとうございます。今の点、事務局からありますでしょうか。

藤本課長

ありがとうございます。特に世界基準としてスフィア基準というのが広く行き渡りつつあるというようなことの話もありまして、私どもも今回設定させていただいた趣旨として、先ほど、例えば避難所でも、避難所の運営を、市民の方ってということもありましてですね、具体的に、今いろいろ言っていただきました、避難所運営であるとか、決定のところ、この視点を持ってですね、私たちのところで、市民の方に、例えば避難所でこういうことをしたらだめなんだよとかっていう、以

前にこういうことが起こっていたりするから、こういうことをしなくちゃいけないんだけど、そういったことを人権の視点から啓発に何か使えるアイデアっていうのを、先生方のお話の中から得られないかというようなことで、今回提案をさせていただきましたので、そういった観点からのご意見も、また他の先生方も含めていただければありがたいなと思っております。

武田会長

はい。ほかは、いかがでしょうか。

久保田委員

久保田です。よろしくお願いします。今、三輪先生がおっしゃった避難所に行けない方のことについては、私も気にはなりましたが、件数がすごく多くなりますし、あと、例えば民生委員さんとかケアマネージャーさんとか、同じく被災されていた場合、もしくは、どちらかに応援に行っている場合は、そこはまわらないなというふうに考えているので、それはそれで1つ大事なことでありますが、1.5次避難所へ行く、避難所っていうところの拡充のほうが多くを占めていくのかなというふうに今考えています。

それで女性の場合ですね、被災された経験の方々のアンケートによると、何が一番困ったかっていうのはトイレになっています。私たちも実際、被災した場所じゃなくても、例えば普通のイベント会場でもそうですけど、男女比の配置っていうのが非常にまずいですよね。女性の来客者に対しての数に比べてなくて、女性はずっと並んでいると。トイレの使用というのも排泄だけではないですね、いろんな所でトイレを使いますから、そういった関係で、例えば、もう少し数のリサーチ、用途のリサーチ、時間のリサーチをされたら、設置の配分であるとか、または設置の場所であるとか動線を考えたうえで、先ほども言いましたように、避難所の場所での家族構成とか、お年寄りや障がい者、いろんな方がいっぺんに避難してきますので、出入口にとか、奥にとか、静かなところにとかっていう配置を決めるわけです。そうすると自然に動線も変わっていきますので、その動線に合わせてトイレの場所が確保されるとか、そういったことというのも、もう少し改善の余地があるのかなというふうに、今考えて聞いていました。以上です。

武田会長

はい。今の点は、よろしいですか。ほか、ご意見ある方。はい。

乗井委員

乗井です。先ほどの南海トラフのビデオを見せてもらって、もう何て言うか、不安と恐怖しかないみたいな感じで、全く想定できないようなことなんだけど、やっぱりビデオを見て思ったのは、本当にあれだけの大規模な災害が起こったときは、市民一人一人が全体像というか、自主的にどう

動くか、防災とか減災とか、準備も含めてやることってすごく大事なんだなあをつくづく思いました。

そういう意味では、啓発活動とか、地域のネットワークとかが、すごく大事なのかなあと思ったんですけど、先ほど来、いろんな委員の方がおっしゃっておられる、国民の半分は女性で、たぶん被災される高齢女性とかも非常に多いので、やっぱり女性が意思決定とかそういうところに入っていくことが大事だと思います。今は男性が多くて、何かしてもらおうとか、考えてもらいたいな、特に男性の中高年の方にやってもらいたいな、どっか意識がやっぱりあると思うんですね。そういう意識をどんどん払拭していくためには、やっぱり性別に偏りが無いとか、もっと言えば、世代とかも含めて、若い層から中年の層から高齢者の層から、自らが本当に身近な問題として、自らがどうするのかっていうところで、市民に考えていただくというか、啓発していくのはすごく大事なのかなと思います。

そういう意味では、先ほど内閣府の男女共同参画局が、いろんな冊子とかにまとめておられましたけど、各地域のですね、そうやって市民を巻き込むためのいろんな工夫をされているような良い事例だとかをもうちょっと積極的に入れていただいたら、例えば女性が入ることによってこんなふうに変わりましたとか、こんなふうにご良くなりましたみたいな形だとか、世代を超えて、高校生とか大学生とかに入ってもらってこういうふうなことができましたよとか、そういう主体的に入っていける、何か偉い人たちが決めることなくって主体的に入っていけるような仕組みが大事だと思います。

怖いという啓発も大事ですが、あれをさっき見たら、もう怖いしかないから、怖いだけではなく近い将来に来るかもしれない災害に対して自らどうするのかっていうふうな感じで、活かされるような啓発とかを考えていただければいいなと思いました。感想です。

福岡理事

ありがとうございます。先ほど東日本大震災においても、女性に対する旧来の性別役割分担の押し付けがあったという事例をちょっとご紹介させていただきましたけれども、また先生方の方からも、避難所運営であったり防災計画に関して女性の視点が必要ではないかというご意見をいただいたかと存じます。

実は、私ども市民局と関連深いクレオ大阪（大阪市男女共同参画センター）という施設がございまして、ここで例えば「防災の会議は、女性の参画、安全安心な地域づくり」と称しますセミナーを開催し、地域において、女性の防災リーダーを育成していくという取組みを進めているところです。非常に地味な取組みではあるんですけども、クレオ大阪とも連携してそういう足元から女性にも、炊き出しだけでない女性の目線を入れてもらった地域の防災強化に向けた取組みを進めていきたいというふうに考えております。

また、今年度、まだでき上がっておらないのですけれども、男女共同参画課で、「男女共同参画と防災」という啓発動画のほうを今作成しつつあります。そこでも、先ほど来申しております性別による役割の偏りが無いかのような啓発であったりとか、避難所のルールや運営を決めるメンバーが男性中心で意思決定の場に女性の参画が十分に確保されていないといった、問題を提起させてい

ただいております。こういった動画を作成し、いろんな場面で、地域でもご覧いただいたりとか、活用して少しずつその意識、女性は発災後は炊き出しみたいな、そういった古い固定観念を払拭していきたいなというふうに考えております。以上です。

武田会長

はい。坂井委員。

坂井委員

大阪市会議員の坂井はじめです。直前まで、私が所属している環境対策特別委員会に出席しておりまして、少し遅刻してしまいまして申し訳ございません。

この項目にも何度かあがっているんですけども、性被害・性暴力の危険というところでこういうことに限らず、災害時に犯罪が増加するということがあるのであれば、犯罪にあうなんてのは極端な人権侵害の例やと思いますんで、もしそういうことが増加するのであれば、その対応策っていうのは、もっとしっかり具体的に、作っていかないかんと違うかなと思うんですね。

例えばですね、なるべく常に2人以上で行動するとか、災害が収まったときには貴重品は安全な場所に移すとかですね、そういったもっと具体的な何か対応策が必要なんじゃないかなというふうに思いました。ちょっと市民防災マニュアルとか、避難所開設運営ガイドラインとか、触れてはいるんですけども、さっとしか触れてないんで、ぜひそういうところをやっていただきたいなっていうのと、けしからん人間がいるんだということを正面から受けとめて対策を考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

あと、せっかくこういうお話をするのであれば、危機管理室の方が何でここにいないのかなというの、ちょっと疑問に感じる点でもあります。はい。以上です。

武田会長

はい。事務局の方から、特には。

藤本課長

ありがとうございます。今あった犯罪の具体的な対応なども、我々市民局が啓発する中でも、そういった視点も持って整理をしていきたいなと思っています。また危機管理室のほうですね、今回は人権啓発という観点で進めていくということで、やらせていただいているということは、危機管理室のほうでも情報共有してまして、その中でさまざまな意見というのがいただけたと思うので、それについては改めて共有させていただく、というようなことのご説明をさせていただいております。ありがとうございます。

武田会長

はい。廣岡委員、お願いします。

廣岡委員

廣岡です。2つありまして、もうすでにほかの委員の皆さんがお話しされていることと重なる部分がありますが、例えば熊本の地震でいうと、熊本学園大学の社会福祉学部の花田先生が中心になって、地域の避難所とか公民館的なところを避難所にするけれども、そういうところに障がい者が入っていけない、それから福祉避難所というふうに指定されている施設も、これも満杯で入れないということで、そういう事情を抱えた障がい者を大学で受け入れてということで、これかなりいろんな花田先生が持っている蓄積とか、関係性ネットワークとかの中で実現できたことなんでしょうけど、そういった事例もありますので、先ほども好事例をしっかりと調査しておかれたらというご意見がありましたけれども、ケーススタディの1つとして、そういうところをしっかりと調査に回ることが、対策を組んでいくっていうところで、1つ役に立つだろうというふうに思いました。

2点目は、先ほどの場委員から観光客の話が出ましたが、観光客だけでなく、先ほどのビデオの中に帰宅困難者というのがありましたが、やはり大阪市民ではないけれども昼間大阪にいる学生とか、留学生もいますし、それから働いてる人もいますし、そういった人が、大和川を越えられない、淀川を越えられないということが、当然出てくると思うんですね。それを、その地域の避難所でどうするのか、大阪の場合、以前ほどには可視化されなくなりましたが、やっぱり路上で生活しておられる方もおられて、以前その東京がそうだったか、大阪もそうだったかもしれませんがやっぱり、その地域に住所がない人を、住民登録されてない自治会メンバーでない人を、避難所が受け入れを拒むというふうなことで、問題視する報道があったかと思います。

そういったことを起こさないためにどうしたらいいか。受け入れる側も、気持ちの準備がないから、もう気持ちがいっぱいいっぱいになってるからというところは想像できるんですけど。なので、日頃から地域にどういう課題を持った人がいるとか、あるいは特にグループホームとかあったりする場合に、そこをどういうふうに支援していけるかということ、ちょっと問題意識を持って準備しておくっていうことが、必要なんじゃないかと思います。それから、大学とか、事業所とかそういうところが、どういうふうに関わっていけるかっていうことが課題としてあるかなというふうに思いました。以上です。

武田会長

はい。ほかに。

三輪委員

先ほどトイレの話を出していただいたんですが、スフィア基準ではトイレは男1女3にするよ

うにと決まっていますので、ご紹介しておきます。1人当たりの水の必要量を始めとするいろいろな数字も載っていますので参考にできると思います。

災害時における人権への配慮について、いわゆる好事例から何がわかるかということでは、「日頃からの備えがあった」ということに尽きるような気がしています。東日本大震災での津波からの避難であったり、あるいは今回の地震でも同じような事例が出てきているように思います。

となると、災害時における人権への配慮に関しても、おそらく一番重要なのは、日頃の私たちの人権感覚や意識の持ち方、人権というのは私にとっても大切なものだけど、みんなにとっても大切なものだということ、どれだけいろんなツールや方法で浸透させるかに尽きるのかなと思っています。

クレオさんを通じた女性リーダーの育成も、そうした観点から非常に重要だと思って伺っておりました。そのうえで、今後、地震が起こったときに、特に大都市での災害になったときに非常に危惧されるのは、SNSを通じたデマではないかと思っております。デマについては100年前の関東大震災のときにも、私たちは非常に苦い経験をしているわけですが、SNSを通じたデマの拡散は、今の技術を使えば、映像でも何でも加工して、ないことをあるようにつくってしまいます。SNSを通じたデマの拡散への対応は、防災にとどまらず、安全安心な市民生活という観点から、行政の皆様には是非とも人権の視点に立って検討していただきたいと思います。

武田会長

はい。ありがとうございます。はい。橋本委員、お願いします。

橋本委員

災害時への人権配慮なんですけども、いろんなガイドラインとかマニュアルとか整備されていって、最後結局はその運用のところのポイントなのかなと思ってまして、せっかくパーテーション用意してもパーテーション使わせないとかって言ったら、結局、意味がないというか、ソフトの面だと思いますので、今まで、例えば災害時で言ったら結局そこを中心的に切り盛りする人達って考えたときに、やっぱり大阪の場合には、地活協という各小学校単位の地域の方々の方がリーダーシップをとられる方が一番多いんじゃないかなと思ってまして、日頃の備えという意味で、地活協の方が防災訓練とか対策とかいろいろ、されてると思うんですが、そこで人権的なところの事例も含めた紹介とか、備えていくのをされていくっていうのが、もう取り組みいただいているかもしれないけども、より強化いただくのがいいんじゃないかなと思ってまして。

また避難所だけじゃないんですけども、この事例紹介でもありました放射能汚染で子どもがいじめられてるみたいな話ですね、避難所生活までいかないんですけども中間的な状態で違う学校に通っている、今回、能登からこちらの学校に引っ越してきてる人達もいると思うんですけども、そういった方たちを守るというやっぱりその学校の先生とか、例えばまたそのコミュニティにおいてのリーダーシップっていうすごい大事だと思いますので。

また、実際にこういう災害が起きたときの各コミュニティのリーダーシップを取るだろう人達へ

の、啓発というか、継続的にやっていただけるような取り組みをしていってもらえたらということを目指させていただきます。

藤本課長

ありがとうございます。今いただいた防災訓練の中での人権的な視点も含め、私どものホームページとかですね、広く市民にとって思っていたところ、ターゲットとして、コミュニティのリーダーシップを取る方に対する啓発ってのは大事だということ、今ご意見いただいたと思っておりますので、それも視点に入れまして、いろんな取り組みのほうを整理したいと思います。ありがとうございます。

武田会長

はい。江淵委員。

江淵委員

特に目新しい意見っていうわけではないんですが、大阪ボランティア協会でも防災の取り組みをしておりますのでその観点から、少し意見させていただきます。

平時にできていないことを、災害時に急にやるのは絶対に不可能だと思います。先ほど皆様のご意見にもありましたけれども、例えば避難所の運営が地域でやるのであれば、地域で女性の方が関わっていないような地域で、災害時だけ女性の意見を取り入れた避難所運営ってというのはまず難しいと思いますので、日頃からそういった意思決定の場であったりとか、そういった場に入っておくということが必要なんだろうなと思います。

一方で災害というのは人々、皆さん関心も高いので、そういった災害の女性リーダー講座ってというのは注目を浴びる面では、すごく良い取り組みだとは思いますが、日頃できていないことを災害時いきなりやるのは難しいというのが、もうスタンダードかなというふうに思っています。これまでの歴史を振り返ると、阪神・淡路大震災、もうかなり経ちますけれどもその頃から、避難所の状況が、硬い床で寝て、みたいなことが先ほどの動画にもありましたが、状況が変わらないってというのは非常に残念だなというふうに思っていますが、もう災害ってというのはやっぱりいつ起こるかかわらなくて、起こったときは起こった場所が初めてだったりとかするので、誰も経験がなくてということで繰り返されてしまう。想定外だった、想定以上の被害だったっていうようなことで、なかなか状況が改善されないのかなっていうふうに思うんですけども、南海トラフという非常に被害が大きく想定されているものが来るということであれば、想定外だったってような言い訳はなかなか使えないのかなっていうふうに思いますので、それを前提として、やっぱり備えをしておく必要があるのかなと思います。

在住外国人の方もそうですし、あと旅行者の方もそうですし、やっぱりそういった旅行者の方が多い地域であれば、旅行者の方も含めて、みんなで共同で避難生活を送っていくんだって日頃

の意識が必要だというふうに思いますので、平時の取組みに、そういった視点を取り入れるっていうことが大事であることと、あとやっぱり防災訓練っていうのを繰り返し実施することっていうのが一番効果的ではないかというふうに思いますので、それに予算が必要であれば、各地域に予算をつけて、きちんと訓練が実施されるような仕組みづくりが重要なのではないかなというふうに思いました。以上です。

武田会長

土岐委員、お願いします。

土岐委員

土岐でございます。今さまざまなご意見が出たことと重なるかと思えますけど。私が思うのは、やはりさまざまな事例を出して、日常的に意識を啓発していくということになるんじゃないかと思えます。

ですからいざ災害のときでも、どのような状況で、どういう環境のもとでって、それぞれ違いますから。経験してない人が大阪のほとんどだと思いますから、やっぱり事例を出して日常的に認識をしていただく、啓発をする、これに尽きるんだろうと思えます。

私の地元でも防災訓練、地域でしますけども、やはり町会長、男性が大半です。連合会長は男性が大半、防災リーダーも男性が大半ですね。参加されている方は女性の方が多い。炊き出しになっている。ですから、やっぱりそういう構造的な問題もあると思えます。女性の参画・意見というのは極めて重要だというふうに思いますが、全然そういう形にはなっていない。いうことですから、参画しやすい。そういう防災訓練での、いざ何かあったとき、やっぱりこれが日常的に何か変わっていないと。「やれ」、「やってください」と言われても、なかなかできないだろうというふうに思います。ですから、やっぱりそういう点では、そういう事例をさまざま出してもらって、人権という問題意識を共有していくということが大事ではないかというふうに感じます。

武田会長

はい、ではオンラインの井上委員、お願いします。

井上委員

はい。ありがとうございます。性的少数者への配慮というところなんですけれども、昨年6月にいわゆるLGBT理解増進法ができたことで、かえってですね、特にトランス女性のお風呂とかトイレ問題などで、偏見が広がってしまって、いまだにまったく収まっていない状況です。当事者の方は身の危険も感じるような状況なんです。

避難所に派遣される方に対して対応の研修をしてもらうことは、すごい重要なんですけれども、

先ほど、女性にとって普段に比べて災害時の方が状況が良くなるということはない、というふうにおっしゃっていただいたと思うんですが、性的少数者に対する対応は、もっとさらにそうだと思うんですね。不安に思われる市民の方の気持ちっていうのは、よく理解できるんですが、ただ人権が尊重されるまち指標で昨年と比べて、特に、大阪市が差別を受けることなく自分らしく生きることができるっていう項目で、昨年とほぼ変わってないような状況なので、もっともっと普段から啓発をしてほしいなというふうに思います。1つの意見として聞いていただければと思います。ありがとうございます。

武田会長

はい。ありがとうございました。いろんな意見を本当にありがとうございます。

簡単にちょっとまとめさせていただくと、準備の段階ですね、防災会議だとかもそうですし、それから実際の避難所の運営とかにも多様な方に参画していただけるような仕組みを作っていく。それは女性もそうなんですけども、若い人、高齢者、あるいは障がい者、外国人、LGBTの人たち、そういう人たちに入らせていただくことがすごく重要だと思いますし、それからトイレの件、1:3とおっしゃいましたが、それも確かに重要なんですけども、例えば、男女でかっちり分けられると使いづらい方もいらっしゃいます。というような配慮ができるかどうかということですね。はい。

あと、避難所に行けない方達をどうするかっていうことも出ましたし、それから AI、それからアプリの活用というのは有効だけれども、逆に SNS のデマに対してどう対応するかっていう問題もあります。

1つのヒントは今日何名かがおっしゃっていましたが、グッドプラクティス、いい事例を共有しておくっていうことも1つ非常に重要なこと。これもおっしゃっていましたが、もちろん準備だとか、あるいは地域のリーダーに教育してくれとかいうことも重要なんですけども、やっぱり避難所で一緒に暮らしていくってことを考えると、すべての人たちがやっぱり人権感覚を身につけるということで、普段からの人権啓発っていうのが非常に重要になってくるのかと思いますので、今日いただいた意見をもとにですね、災害時における人権配慮について、ぜひ活かしていただければというふうに思います。何か、意見等はあるでしょうか。

藤本課長

ありがとうございます。今、武田会長のほうから、先生方のいろんなさまざまな意見のほうをまとめていただきまして、そういった観点をですね、今日はいろいろなアイデアをいただきましたので、このいただいた切り口をちょっと整理しましてですね、これからの啓発と、関係の所属の方との情報共有をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

武田会長

それでは報告事項に移ってまいります。

- (1) 区役所における人権相談窓口の案内・周知の取組みについて
- (2) 「大阪市ファミリーシップ制度」に関する府域を越えた自治体間連携の拡大について
- (3) インターネット上の人権侵害に関する相談支援について
- (4) その他

についてご報告をお願いします。

中川副所長

人権啓発・相談センター副所長の中川です。私からは報告案件を3点、ご説明します。

報告の(1)、「区役所における人権相談窓口の案内・周知の取組み」について、です。資料5をご覧ください。

本件は、昨年9月22日、市政改革委員会における質疑が端緒となったものです。本市では市民へのさまざまな人権に関する相談の窓口として、人権啓発・相談センターにおいて専門相談員による相談事業を実施しているほか、市民にとって最も身近な各区役所の人権担当窓口においても、職員による人権相談を行っているところです。

委員会の質疑では、そのことについて市民への周知や、庁舎での案内が不十分なのではないか、区役所でも人権相談を受けられるということが、多くの市民に知られていないのではないかと、いったご指摘とともに、区役所での人権相談窓口が機能するためには、相談体制の整備はもちろんのこと、その周知、案内が重要であるとのご意見をいただきました。

また、ご承知おきのことと存じますが、昨年1月の本審議会におきましても、廣岡委員から区役所の人権相談窓口の周知についてのご意見も頂戴し、窓口のわかりやすい案内について検討してまいりよう、お答えさせていただいたところです。

こうしたことから、市民局としましては区長会議とも連携し、昨年11月に区役所の現況を調査したところ、こちらの資料にあるとおり、庁舎での案内や、広報において、十分でない点が見受けられました。

この調査結果を踏まえ、区長会議で議論いただきまして、24区すべての区役所で実施すべき具体的な取組み項目を設け、本年1月末までに実施すべき、ということを決議いただきました。内容としましては、区役所入口において、来庁者に最初に見られるであろう庁舎案内板や、人権担当の所在するフロアでの案内図、また担当のある窓口カウンターにおいて、人権相談窓口をわかりやすくご案内すること、そして、区のホームページや広報紙における広報周知を充実することとなっております。

この間、各区の状況に応じてさまざま取り組まれたところですが、資料裏面には、取組みの結果として案内表示等が改善された事例を、ご参考にいくつか掲載しております。この2月に改めて、各区の取組みの結果を調査したところ、24区全ての区役所において、取組みが実施されたことを確認しております。報告案件の(1)は以上となります。

続きまして、報告の(2)、「大阪市ファミリーシップ制度に関する府域を越えた自治体間連携

の拡大について」、ご説明します。資料の6をご覧ください。

本市では、LGBTなどの性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーとして宣誓されたことを、公に証明する「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を平成30年7月から開始しており、令和4年8月からは、パートナーシップ宣誓者の子や親を含めた「ファミリーシップ制度」に改め実施しております。この1月末現在で、561組の方々に宣誓いただいているところで

す。

令和4年9月からは、宣誓された方が転居された際に、転居先で引き続きパートナーシップ宣誓を継続される場合の手続きの負担を軽減するための取組みとして、大阪府及び大阪府内の制度実施自治体と連携協定を締結しました。これにより、連携自治体間で転居する場合に必要な手続きが簡素化され、転出した自治体への宣誓書受領証の返還、転入した自治体での再宣誓、独身証明書等の提出が不要となっております。

そして、令和6年の4月から、この自治体間の連携を、大阪府域を越えて、京都府域、兵庫県域の自治体にも拡大することとしました。連携する自治体は、資料にあるとおりですが、これまでの大阪府域の12自治体から、計31自治体に拡大することで、宣誓された方にとって、よりいっそう利便性の向上につなげてまいりたいと考えております。報告案件(2)は以上となります。

最後に、報告の(3)、「インターネット上の人権侵害に関する相談支援について」ご説明します。資料の7をご覧ください。本件は、前回の本審議会で、新たな取組みとして報告していましたが、本日はその実績報告となります。

近年の、スマートフォンをはじめとする情報端末の普及にともない、インターネット上での誹謗中傷などによる人権侵害が社会的な問題となっている背景を受け、令和5年6月から、インターネット上での人権侵害にあわれた方からの相談体制の充実を図るとともに、相談内容により、専門的な助言が必要な場合には、弁護士の相談を無料で受けただけできるよう、相談支援を強化してまいりました。

昨年6月から本年1月末までの実績としましては、インターネットに関する人権相談が43件、寄せられています。ご参考に、資料には直近3年間の推移を掲載しております。令和4年以降増加傾向にあったものが、令和5年度はさらに顕著となっており、この傾向は今後も続いていくものと考えております。

資料にはご参考に、実際の相談の事例を何点か掲載しておりますが、SNS上で、子ども同士がトラブルになっている、また、職場の同僚間でトラブルになっているなど、SNSを介してのトラブルが目立っているほか、ネットの上の匿名掲示板での誹謗中傷や、店舗等を評価するサイト上での不当な評価や中傷を受けた、との相談事例もございました。これらのうち、弁護士へおつなぎした実績は、こちらの資料では「なし」となっておりますが、2月13日に1件ございました。内容としては、自分自身の姿を無断で撮影された動画がネット上に出回っている、との相談があり、動画の削除や、投稿者の特定など、その後の手続きについて専門的な助言がほしい、とのことで、弁護士による相談を受けていただいたところです。

これまで、人権啓発・相談センターで発行しております、KOKORO ねっと 12月号、9月の特別号、およびセンターリーフレットにて案内記事を掲載してきましたが、今後も本制度を、多くの

市民に知ってもらうため、引き続き、さまざまな媒体を活用した広報周知を行ってまいりたいと考えております。

最後に、大阪府の取り組みをご紹介します。大阪府においても、インターネット上での誹謗中傷等に関する相談事業として、令和5年11月より、委託事業により相談窓口「ネットハーモニー」を開設しております。本事業でも、本市と同様に、より専門的な助言を必要とする場合には無料で弁護士相談を受けることができるということです。

報告案件3点についての説明は以上となります。ありがとうございました。

松井課長代理

男女共同参画課長代理の松井です。私からは、困難な問題を抱える女性支援施策実施の基本計画（案）について、情報共有をさせていただきます。

前回の本審議会では、法律の動向及び区役所や民間支援団体などに現状把握と課題整理のためヒアリング調査を行っていることをお伝えさせていただきました。本日は、その後の状況についてご報告させていただきます。お手元の資料8をご覧くださいませでしょうか。

関係先へのヒアリングから見えてきました課題を整理し、有識者会議での意見聴取、区長会議への報告、庁内意見照会を行いまして本基本計画（案）を取りまとめました。資料は概要版でございます。

左上にあります、項目1の「計画の基本的な考え方」のところ、「計画の基本理念」に記載しておりますが、「すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、法に基づく支援体制を整備いたしまして、だれもが安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現をめざす」こととしています。こうした取り組みを進めることが、女性だけでなく、すべての方の人権を尊重する社会の実現につながるものと考えております。

現在、基本計画（案）についてパブリック・コメントを実施しておりまして、2月末までご意見を募集しているところです。ご意見等を踏まえまして、今年度末に基本計画を策定し、早期に支援を実施してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、困難女性支援にかかる基本計画案に関するご報告は以上でございます。

武田会長

はい。ありがとうございました。本日の案件は以上でございます。本日、まだご発言をいただいていない委員の方、よろしければ一言いただければと存じます。よろしいでしょうか、香川委員。

香川委員

皆様のご意見をお聞きしておりまして、全くそのとおりだというふうなことがございましたので、それはそれで良いかと思いつながりながら聞かせていただきました。ちょっと体を悪くしておりまして、1年間お休みさせていただきまして申し訳ないと思っております。武田会長とかは存じ上げている

んですけれど、ご一緒だった方が本当に少なくなりました。今日は、意見を聞かせていただくという意味で良いかなと思っていましたけど、言っていないことはちゃんとわかっておられたんですね。次からは、またがんばって言わせていただきますので、よろしく願いいたします。皆さん、ありがとうございました。

武田会長

はい。では、本日ご議論いただきました内容やご意見につきまして、今後、人権行政の取組みを進めるにあたり、十分に反映・活用いただけるようお願いいたします。また、検討課題とされた内容につきましては、事務局で検討のうえ、後日、委員の皆様にご報告いただきますようお願いいたします。委員の皆様お疲れ様でした。それでは、進行を事務局にお返しします。

忍室長

市民局の忍でございます。本日は委員の先生、皆様方の活発なご議論ありがとうございました。

災害時における人権への配慮について、さまざまなご意見を頂戴したと思っています。その取組みの多くは、人権の視点を持ちながら、先ほど来、危機管理室というような言葉も出ておりましたが、関係部局が中心になって取り組むべきものが少なくないと思っています。先日公表されました本市の令和 6 年度予算につきましても、災害への備えということで、避難所となります市立小学校の体育館への空調整備調査費でありますとか、各区の個別避難計画の作成補助をするための人件費の計上であるとか、あと先ほど出ておりましたが帰宅困難者と呼ばれる方々のために、ターミナルに水や食料などを備蓄するための経費等も計上されております。

大阪市としましても、先日のような震災のありなしにかかわらず、各部局が取組みをやっておるというような状況と認識しております。私どもといたしましては、本審議会の内容を全市で共有するために、従前から大阪市人権行政推進本部幹事会議を、大体 1 か月後に開催してきておりますが、本日いただきましたご意見につきましても幹事会議で共有しまして、本市の各施策の推進に人権の視点を持って取り組んでいくことに、つなげてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

佐藤担当係長

活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。次回の審議会は、本年 7 月頃の開催を予定しております。委員の皆様方には、事前に日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 48 回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。